



監査委員が作成した決算審査意見書

Q

監査委員監査の改定について

A

事務のレベルアップを図る

持田 敏明 議員

- 質問一** 平成24年度監査委員監査の改定を行う理由は、
- 二 改定の目的の一つにある不適切事項とは何か。
 - 三 改定にあたり、どのような点を検討したか。
 - 四 監査結果の評価における判断基準は。
- 答弁一（代表監査委員）** 事務のレベルアップには所管部署に対する管理体制や部下職員への育成強化の指導だけでなく、監査方法を変える必要があると考えたため。
- 二 物品の購入代金の支払いの遅延や不備のある書類を事務処理していたケースがあった。
 - 三 検討項目は監査期日や監査場所、監査対象、予算執行状況の記載、ホームページへの記載、監査方法及び監査結果の記載等である。

- 四** 「適正」は、監査した範囲の中に不備が見受けられなかった、あるいは極めてささいな不備があった場合。「おおむね適正」は、軽微な不適切事項があった場合。「一部適正」を欠く処理が見受けられる」は、法令違反や契約に際して市に不利益な内容で契約したときなど、市に実損を与えているとき、またはその恐れがあるときである。
- ◎その他の質問 鶴ヶ島における放射線対策

Q

有害鳥獣対策について

A

アライグマ、ハクビシンを捕獲

大曾根英明 議員

- 質問一** 被害の状況と対策について。
- 二 有害鳥獣への取り組みについて。
 - 三 県が策定している鳥獣保護事業計画との整合性は。
- 答弁一（市長）** 平成21年度以降はアライグマとハクビシンによる

- 住宅の屋根裏への侵入や農作物への被害が増加している。被害防除対策を講じても防止できない場合に捕獲を許可している。24年度は、8月末でアライグマ15頭、ハクビシン6頭、ドバト28羽の捕獲と卵3個を採取した。
- 二 23年度から3か年の計画とし



- て鶴ヶ島市鳥獣被害防止計画を策定した。農業従事者を中心にすでに31人がアライグマ捕獲従事者養成研修を受講し、捕獲方法や農作物の防除対策などを研修した。今後もこれを推進し、被害防止に努める。
- 三 有害鳥獣の捕獲許可は、県の鳥獣保護事業計画に基づいて鶴ヶ島市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領を策定し、被害の発生状況に応じて適切に行っている。県の鳥獣保護事業計画との整合性は図られていると考えている。
- ◎その他の質問 空き家対策について